

(別紙)「継続学習」の仕組みについて

「継続学習」については、配点基準が(別表1)、そのうちの「自己学習」の対象となる「通信教材」の例が(別表2)の「『自己学習』に関する通信教材」です。

これを分かりやすく「登録更新申請書」とその「記載例」に組み込んで示しています。

(別表1)「継続学習」の配点基準

「継続学習」の区分	内 容	配点基準	
		単位	配点
自己学習	JAFEEに認定された通信教材等(注)の定期購読による自己学習 (注)「等」は同等のものを含む意。	1件 (年間)	3点
研修会等への参加	森林・林業・木材産業関係の協会(学術団体、公益法人を含む)、大学、国・地方公共団体、技術士会、民間団体等(以下、「林業関係団体等」という。)が開催する研修会、講習会、研究会等に参加した場合	1件	1点
論文等の発表	①林業関係団体等が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告文等の発表 ②林業関係団体等が開催する技術発表会、講演会、研究会、シンポジウム等での口頭発表	1件	3点
職場内研修	①職場内で開催される研修会等への参加	1件	1点
	②職場内で開催される研修会等の講師、指導者	1件	3点
技術指導	①林業関係団体等が開催する研修会、シンポジウム、見学会等の講師、意見提供者、説明者等としての参加 ②林業関係団体等の要請による技術検討委員会、研究会、審査会等への委員、試験委員、審査委員等としての参加	1件	3点

(別表2)「自己学習」に関する通信教材(下の2つ以外は既にJAFEEに認定された通信教材です。)

教材の名称	刊行主体	刊行	単位	配点
「森林科学」誌	(一社)日本森林学会	3/年	1件	3
「森林技術」誌	(一社)日本森林技術協会	12/年	1件	3
「フォレストコンサル」誌	森林部門技術士会	4/年	1件	3
「現代林業」誌	(一社)全国林業改良普及協会	12/年	1件	3
「林業新知識」誌	(一社)全国林業改良普及協会	12/年	1件	3
「林業技士会ニュース」誌	(一社)日本林業技士会	4/年	1件	3
「コンサルタantz北海道」誌	(公社)日本技術士会北海道支部	3/年	1件	3
準ずる地方学会誌	(一社)日本森林学会傘下の地方学会	－	各1件	2
準ずる研究会誌(紙)	都道府県林務部局又はその林業試験研究組織	－	各1件	2

新規登録申請書を提出する前に ～ もう一度、資料の点検をお願いいたします ～

提出いただいた資料に不備や誤りがあると、新しい登録証の発行までに思わぬ時間が必要になります。もう一度、提出資料の内容チェックをお願いいたします。

次の4つの提出資料が記入漏れなどがない状態でそろっているでしょうか？
点検して、☒チェックをして、確認の上で提出しましょう。

☐ 「林業技士新規登録申請書」（1枚）

◎氏名や現住所が**略字等ではなく、正確**に書かれていますか？

◎同封する写真と**同じ本人の写真が所定の位置**に貼り付けてありますか？

☐ 「住民票」又は「運転免許証」の写し（いずれか1枚）

◎（いずれの場合も）氏名や現住所が上の「林業技士新規登録**申請書**」の**記述と一致**していますか？（略字等が使われていないですか？）

◎特に『住民票』（写し）の場合、「**本籍・マイナンバーの記載がなく、3ヶ月以内発行のもので、本人の記載があるもの**」ですか？

☐ 本人の写真（1枚 「携帯用登録証」に使用するものです。）

◎「林業技士新規登録申請書」に**貼ってあるものと同じもの**ですか？

◎**裏面に、名前**が書いてありますか？

☐ 登録手数料の「払込済証明書」の写し（1枚）

◎「払込済証明書」そのものではなく、「**写し**」（**コピー**）ですか？

→ すべてに☒チェックが入ったら、準備完了です。
封筒に入れて送って下さい。

○お問い合わせ、申請書の提出は下記あてをお願いいたします。

〒102-0085 東京都千代田区六番町7

一般社団法人 日本森林技術協会 森林系技術者養成事務局

Tel.03-3261-6692 Fax.03-3261-5393 担当：荒井、一（いち）